

戸籍行政における総合情報誌

2010. 4. 1

No. 138

大阪法務局民事行政部戸籍課

戸籍だより 第138号 (平22.4)

目 次

- ◎ 「着任のごあいさつ」
大阪法務局民事行政部戸籍課長 水野 二郎 … 1
- ◎ 平成21年度大阪法務局管内地方法務局戸籍・国籍事務担当者
打合せ会結果 (戸籍関係・京都地方法務局) … 3
- ◎ 電話による質疑応答事例 (96) 第二係 … 16
- ◎ 戸籍雑感 「岸和田支局における戸籍事務で感じたこと」
根木 進 … 21
- ◎ 戸籍のポケット「家族ってなに？」 秋山 亜希子 … 23
- ◎ 告知板 (お知らせ, 次号掲載予定内容等) … 26
- ◎ 戸籍事務担当者名簿 (平成22年4月1日現在) … 27
- ◎ 編集後記 … 28

着任のごあいさつ

大阪法務局民事行政部戸籍課長 水野 二郎

この度の人事異動で大津地方法務局から戸籍課に配置換になり、誌友の皆様とご一緒に仕事をさせていただくことになりました。出身地は滋賀県彦根市です。平成14年津地方法務局を皮切りに神戸地方法務局、京都地方法務局舞鶴支局、大阪法務局と6年間の単身赴任を終え、やっと自宅通勤できたのも束の間、縁あって再度、大阪局にお世話になることになりました。今回は会計を担当しておりましたが今回は担当こそ違いますが前回同様、精一杯努力する所存でありますので前任者同様よろしくお願い申し上げます。

私の戸籍事務の経験は通算6年程度になります。前任の2年間以外は他の事務との兼務であり、まだまだ未熟で勉強不足なところもあり、大阪の大所帯での勤務に大きな不安と重圧感を抱いているところですが皆様方のご指導、ご支援を賜りながら職責を全うしたいと考えておりますので、お力添えのほど、よろしくお願い申し上げます。

ところで、近年、社会経済システムの大幅な変革が進められており、国民の意識や価値観の多様化が急速に進む中で、戸籍行政をめぐる環境も大きく変化しています。昨年、私は大津局管内の戸籍住民基本台帳事務協議会等の研修会において、「戸籍行政をめぐる情勢について」と題しまして、民法77.2条嫡出推定制度に係る無戸籍児問題、性同一性障害者の性別の取扱い、生殖補助医療をめぐる親子関

係等について、拙稿ではありましたが何度かお話しさせていただきました。これらの問題は民法が制定された明治期には想定されておらず、法整備の遅れを指摘するマスコミもあり、国民の要望と法の遵守という点で自治体窓口の担当者から来庁される国民に対する対応の難しさを訴える声も聞いております。このように戸籍行政をめぐる環境は日々刻々と大きく変化しているところであり、このような状況下にあっては、今後も様々な難問、課題が提起されることが予測されることから自治体と法務局の連携協力の必要性はこれまで以上に大きなものとなっています。国民に信頼される戸籍行政は何よりも日常の事務を適正に処理することが大切であると考えており、第一線である戸籍の窓口で御尽力いただいている市区町村の皆様方と私ども法務局とは、立場こそ違いはありますが戸籍制度の維持・発展という同じ目標に向かって仕事をしているところでもありますので、十分な情報交換を行い、確固たる信頼関係と協力・協調関係を構築し、目的達成のため、ともに努力して参りたいと思っておりますので、忌憚のないご意見や要望をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

この変革の時代に皆様方とともに、戸籍制度の充実と発展のため努力したいと思っておりますので、皆様方のご支援ご協力を重ねてお願いしまして着任のあいさつとさせていただきます。

平成 2 1 年度大阪法務局管内地方法務局
戸籍・国籍事務担当者打合せ会(戸籍関係)

★京都地方法務局

協議問題(第1問)

在外邦人の死亡の届出について、添付の死亡診断書又は死亡証明書に死亡時分の記載がなく、公的資料等で死亡時刻を証明できない場合、受理照会をする取扱いがされているが、届出人が死亡の現認者でありその申述書が添付されていれば市町村長限りで受理できないか。

(提案趣旨)

受理照会された場合、現認者に死亡時分を確認する以外調査方法もなく、受理照会の実効性にも疑義がある。

申述書によって戸籍記載をし、後日誤りであることがわかれば、戸籍訂正による対応で差し支えないのではないか。

(参 考)

戸籍誌第676号50頁

「初任者のための涉外戸籍届書のチェックポイント」93頁

【京都局意見】

市区町村長が申述書に基づき受理すべきか疑義が生じた場合は、受理照会とすべきであるが、現認者から申述書の提出があり、当該申述書において、死亡当時の状況が具体的かつ詳細に記載されており、その信ぴょう性が高いと市区町村長が認めた場合は、市区町村限りで受理して差し支えないものとする。

(理 由)

市区町村長の審査権限については、戸籍の届出の受否を決定するに当たり、当該届出が民法等に規定する実質的要件及び形式的要件を具備しているか否かを審査する形式的審査権にとどまり、届出事項が事実と一致するか否かを審査する実質的審査権はないものと解されている。

日本人が外国で死亡したが、死亡届書及び添付された死亡証明書に死亡時刻の記載がなく、公的資料で死亡時刻を証明できない場合は、現認者等から申述書を提出させた上で、受理照会とする取扱いである（戸籍誌第676号50頁）が、かかる場合において、市区町村長の審査権限が常に及ばないと解すべきか疑義があることから、届出に際し申述書が提出される事例について概観しながら、市区町村長の審査権限について検討する。

- 1 外国人父の本国法が事実主義を採用している場合における日本人母からの嫡出でない子の出生届出において、届出義務者たる日本人母に、届書の父欄に父の氏名を記載して署名押印させた上で、外国人父による「当該出生子〇〇〇〇の父は、私こと〇〇〇〇である。」旨の申述書を添付させ、自然的父子関係の存在を認定することとされている（平成元年10月2日付け民二第3900号通達第3の2（2）ア、戸籍誌第555号114頁）。父母双方の申述に基づき認定しているわけであるが、申述書に基づき市区町村長が事実認定をしている事例と言えらるゝと考える。
- 2 バルバドス国に対して出生の報告がされていないため、バルバドス国官憲において身分関係が把握されていないとするバルバドス人女と日本人男の創設的婚姻届出において、実質的成立要件について本国官憲発行の身分関係を証する書面などにより審査すべきところ、本国官憲において身分関係が把握されていないとして、外国人登録証明書の写し及び婚姻に何ら障害がない旨の申述書を添付させ、実質的成立要件の審査をしている（平成7年3月30日付け民二第2644号回答、戸籍誌第635号55頁）。身分関係については、外国人登録証明書の写しで審査していると理解することもできるが、申述書に基づき事実認定をしている事例と言えなくもない。
- 3 涉外養子縁組において、養子の保護要件として父母の同意が必要な

場合に、その一方が行方不明である旨の申述書の提出があれば、行方不明であることを証する書面の添付は不要であると解されており（昭和38年8月28～29日宮城県戸籍住民登録事務協議会決議六、戸籍誌第717号65頁、戸籍だより第108号38頁）、申述書に基づき市区町村長が事実認定をしている事例と言えると考える。

- 4 日本人が外国で出生したが、出生届書及び添付された出生証明書に出生時刻の記載がない場合は、届出人から出生時刻を明らかにする旨の申述書を提出させた上で、受理する取扱いである（戸籍誌第784号78頁）。この事例も、申述書に基づき市区町村長が事実認定をしている事例と言えると考える。

以上のことから、市区町村長には、申述書に記載されている内容が事実と一致するか否かを審査する実質的審査権は無いところ、申述書に基づき事実認定をする権限は有しているものと考えられる。

【管区局意見】

市区町村限りで受理することは相当でない。

（理 由）

死亡によって財産法上及び身分法上重大な効果が発生することから、相続における死亡の時刻は相続開始の時期となる重要なものである。このため、死亡時刻の判断は慎重に行う必要がある。

よって、公的資料での証明が得られない場合は、現認者等からの申述書を提出させた上、届書には判明する範囲で死亡の時分を記載させ、従来どおり管轄法務局の長に受理照会する取扱いが相当である。

受理照会を受けた庁においては、現認者のみならずその他の関係者に死亡時の状況等を確認することにより、死亡時刻を第三者的立場から判断することが必要である。

なお、日本国内で死亡した場合で、医師が死亡診断書や死体検案書を作成している場合には、当該書面には死亡の年月日時分を記載しなければならないこととされている（医師法施行規則第20条第1項第2号）ことから、この記載がない場合には、当該書面を作成した医師に対して確認をとる必要がある。確認の結果、当初作成された死亡診断書に記載

遺漏が発見された場合には、正しい死亡診断書に死亡年月日時分を遺漏した理由を記載した書面を添付して提出してもらい、死亡届書の死亡診断書に掛紙し、事由を付記して契印する取扱いで差し支えないと考える（『戸籍届書の審査と受理（日本加除出版株式会社発行）』）。

また、海外発行の死亡登録証明書には、死亡時刻の記載がないものがあるが、在外公館にて時刻の記載があるものを添付するよう指導するものとされており、死亡時刻の記載が入ったものが発給されない場合もあり得ることから、届出人が死亡時刻を知っていれば、その時刻を記載するよう指導しているとのことである（戸籍誌第540号37頁）。

協議問題（第2問）

婚姻要件具備証明書を添付した創設的婚姻届の受理に際して、双方向的な実質的成立要件の調査はどの程度のものであることを要するのか。

（提案趣旨）

婚姻要件具備証明書は、相手方の本国法で定められている双方向的な実質的成立要件についてまで考慮した上で発行されるものではない。したがって、たとえ婚姻要件具備証明書が添付されていても、双方向的要件については別途調査を要するとされている。

（※全訂版 Q & A 涉外戸籍と国際私法 南 敏文著 日本加除出版 103頁）

この場合、

- ① 他の書面の提出を求めるとすれば、簡易迅速に処理しようとする要件具備証明書の存在意義自体と相反することになる。
- ② 口頭による質問のみで可とすれば、その真実性の担保に疑問が残る。

【京都局意見】

原則として、婚姻要件具備証明書が添付されていても、それをもって双方要件の充足をも証明しているものではないことから、別途双方要件を満たしている本国官憲の証明書によって審査することとなる。

(理 由)

外国人当事者に提出させる婚姻要件具備証明書は、内容が多岐に渡る個々の涉外婚姻を、事例ごとに管轄法務局の長に照会し、ときには外交ルートを通じて法律調査をして処理すること等は現実的ではないこと、また、届出人の身分関係事実については、韓国等の一部の国を除き、外国には我が国の戸籍のように身分関係事実を明らかにするものが少なく、その身分関係事実を把握することが困難な場合もあることから、戸籍法施行規則第63条に基づき、その本国の権限を有する官憲が本国法上その身分関係の成立に必要な要件を具備している旨を証明した書面として、届書に添付させているものである（昭和22年6月25日付け民事甲第595号回答、昭和24年5月30日付け民事甲第1264号回答）。

しかしながら、婚姻要件具備証明書は、外国人当事者について当該外国人の本国法上の婚姻要件を具備していることを証明したものにすぎず、涉外婚姻に必要な要件とされている双方向的要件についても満たしていると証明されているものではない。そのため、当事者の一方は日本人であり、他方が外国人である婚姻に際して、外国人の婚姻要件具備証明書が添付されているものの、当該外国人の本国法では重婚が認められていたり、女性が再婚する際の待婚期間の定めがない場合には、双方向的要件である日本民法上の重婚の禁止（民法第732条）や再婚禁止期間（民法第733条第1項）については、別途審査する必要がある、その審査の方法は双方要件を満たしていることを証明する本国官憲の証明書等によって審査することとなる。

以上のことから、外国人男と日本人女が婚姻する際に、外国人男の本国法が重婚を認めていれば、婚姻要件具備証明書のほかに独身証明書など当該外国人が独身であることを証明する書類の添付を要するものと考ええる。

また、日本人男と外国人女が婚姻する際に、外国人女が再婚である場合には、待婚期間の審査のために前婚の解消を証する資料の添付が必要であると考え（戸籍だより第118号29頁、同第127号25頁）。

なお、外国人同士の創設的婚姻届においても同様の審査が必要である。

【管区局意見】

京都局意見と同じ。

(理 由)

以下の双方要件とされる各要件ごとに個別に検討する。

1 重婚関係

複数人の女性と婚姻することが認められる法制を有する国の場合、そのような法制がある国籍を有する男性と、本国法が重婚を禁止する国の女性とは、女性の側の本国法を適用して婚姻することができないので、その点の審査が必要となる（サウディ・アラビア王国人男性と日本人女性との創設的婚姻届において、当該男性に独身であることの宣誓書の提出を求めている。～戸籍誌第665号64頁，イスラム教徒であるパキスタン人男と日本人女との創設的婚姻届の例～戸籍時報第580号61頁）。

そこで、原則として、本国官憲が証明した独身である旨の証明書等を添付させるべきこととなると考える。

しかしながら、①戸籍実務では、市区町村において婚姻要件具備証明書を発行する全ての国について法制を把握しているわけではないことから、婚姻要件具備証明書を添付させて受理する取扱いをしている（戸籍誌第490号84頁）。また、②宗教によって異なる家族法が適用され、特定の宗教（イスラム教など）を信仰する男性のみが複数人の女性と婚姻が可能との法制が採られている国がある（例、マレーシアなど）。このような国の場合に、①本国法の法制が不明である、②婚姻当事者の宗教が不明である、という理由で受理照会や本省照会事案となることは、婚姻要件具備証明書を認めた趣旨に反するといわざるを得ないと考える。

よって、先例上に現れた国（サウディ・アラビア王国、パキスタン国など）及び法制が知れている国の男性に関する限り、上記のとおり、本国官憲が証明した独身である旨の証明書等を添付してもらうこととし、その他の国籍を有する者については、市区町村における戸除籍、住民票、あるいは外国人登録原票等の形式的審査権の範囲内で可能な限りの審査を行った上で疑義がなければ受理して差し支えないと考える。

2 再婚禁止期間

日本人男が待婚期間の定めのない国の女性と婚姻する場合、婚姻要件具備証明書が添付されていても日本民法の定める6か月の待婚期間の審査が必要とされ、また、婚姻当事者双方の法律上において待婚期間が設定されている場合には、より待婚期間が長い国の法律に拘束されることとされている（戸籍誌第526号72頁）。

そこで、婚姻届の当事者が再婚の場合には、別途離婚を確認できる本国官憲が証明した書類等が必要となる（戸籍だより第127号26頁）が、市区町村における戸除籍、住民票、あるいは外国人登録原票等によって確認ができる場合には、別途書類等を提示させる必要はないと考える（戸籍だより第118号31頁）。

（参 考）

婚姻届書の「初婚・再婚の別」欄で「初婚」にチェックしている場合には、当該婚姻届書のその他の記載内容、添付書類及び外国人登録原票といった市区町村の形式的審査権の審査範囲内で可能な限り審査を行い、疑義がなければ受理して差し支えないと考える（上記戸籍だより参照）。

3 近親関係

帰化した日本人女の婚姻に際しては、帰化前の国籍の記載によって判断できる場合も考えられるが、一般的に特段の疑義がない場合には、問題となることはほとんどないと考えられる（戸籍誌第769号97頁、同第791号64頁）。

（参 考）

考えられる事案としては、たとえば、ともに同一の国籍から帰化をした日本人男女、あるいは同じ国籍を有する者同士が婚姻する場合（本国法上近親婚を禁止している）で、帰化前の氏、あるいは本国上の氏が男女とも同一である場合等が考えられる。前者の場合には、市区町村の形式的審査権の審査範囲内で可能な限りの審査を行った上、後者の場合には、在日大使館あるいは領事館で婚姻要件具備証明書を取得

していることも考慮し、市区町村の形式的審査権の審査範囲内で可能な限りの審査を行い、疑義がなければ受理して差し支えないと考える。なお、疑義があれば、親族関係証明書や家族関係証明書、あるいは宣誓書等といった書面を求めることとなる。

協議問題 (第3問)

外国人男と婚姻した日本人A女につき、新戸籍が編製された。その後、A女は、戸籍法第107条第2項の規定による氏変更届をし、外国人夫の氏を称している。(変更後「スミス」、変更前「甲野」、前夫の氏「乙川」)。

今般、A女は、前婚(日本人夫)解消後に出生した、前婚の嫡出推定を受ける子どもについて、父子関係不存在確認の審判書(子の氏は「甲野」)を添付し、自己の非嫡出子出生届をしたが、出生届の「その他」欄に「子は母の氏変更後の戸籍に入籍する。」と記載し、A子の外国人夫の氏の戸籍に入籍させることを希望している。

母の希望のとおり、入籍させて差し支えないと考えるがどうか。

(提案趣旨)

子は出生により日本国籍を取得し、出生当時の母の氏を称し、母の戸籍に入籍することとなる。したがって、「甲野」の氏により「甲野」の母の戸籍に入籍することになるが、母の戸籍は戸籍法107条第2項の届出によりその呼称が「スミス」に変更されている。

この場合、母の氏を変更届出による戸籍の記載を消除し、変更前の氏「甲野」に訂正した上で子を当該戸籍に入籍させ、母につき氏変更による戸籍を編製するのが原則的処理とされている(No. 88設題解説「戸籍実務の処理IX(氏名の変更他)」67頁)。しかし、戸籍法第107条第2項による氏変更は、呼称の変更にすぎないことから、上記の原則的な処理をした後、子を同籍する入籍届により母の変更後の戸籍に入籍させる迂遠な方法を採用するまでもなく、民法上の氏は「甲野」であることから、氏変更後の戸籍に直接入籍させても支障がないと考えるため。

【京都局意見】

認めて差し支えないものとする。

（理由）

日本人母が戸籍法第107条第2項による氏変更する前に出生した子について、「その他」欄に「子は母と同籍する。」旨を記載した出生届書を、氏変更後に届出した場合、氏変更している母の戸籍に直接入籍できる（昭和60年5月22～23日第37回四国地区連合戸籍事務協議会決議・同年11月29日戸第329号高松法務局長変更指示）とされているところである。これは、母が離婚後に戸籍法第77の2の届出をした後、母の夫と養子縁組をした母の連れ子が離縁する場合、「その他」欄に「養子は、離縁後に母と同籍することを希望する。」旨を記載した離縁届書を届出することにより、氏変更している母の戸籍に直接入籍できる（昭和52年2月24日付民二第1390号依命回答）とされていることから、便宜的取扱いとして認められたものであると解されている（戸籍第497号第86頁）。

一方、戸籍法第107条第2項による氏変更をした日本人母の戸籍が、コンピュータ化による改製をされた後に、氏変更前に出生した子の出生届出をした場合、コンピュータ化による改製後の戸籍に、氏の変更事項が移記されていない場合は、戸籍のつながりを混乱させるおそれがあるとして、氏変更している母の戸籍に直接入籍する便宜的取扱いは認められないとする見解がある（戸籍誌第778号61頁）。

戸籍がコンピュータ化により改製する場合、戸籍事項欄中、氏の変更事項は移記される（戸籍法施行規則第37条ただし書第1号、同第34条第2号）ものの、変更前の氏については記録されないことから、母の戸籍に直接入籍した出生子の民法上の氏について、入籍戸籍だけでは明らかではないところではあるが、出生後に氏が変更されたことは戸籍面上記載されていることから、戸籍のつながりを混乱させるとまでは言い難いとする。

その上、母の戸籍がコンピュータ化により改製されているか否かで取扱いを異にすることは、無用の混乱を生じるおそれがあること、母が離婚後に戸籍法第77の2の届出をした後、母の夫と養子縁組をした母の

連れ子が離縁する場合の処理について、母の戸籍がコンピュータ化により改製されているか否かで取扱いを異にするという見解が見られないことから、母の戸籍がコンピュータ化により改製されているか否かにかかわらず、便宜的な取扱いを認めて差し支えないものとする。

【管区局意見】

直接母の氏変更後の戸籍に入籍させて差し支えない。ただし、原則的な処理をした場合には戸籍法第98条の入籍届を要することから、出生届の「その他」欄には、入籍する子が15歳未満なら届出人以外の法定代理人の署名押印を求める必要がある。なお、戸籍法第107条第2項の氏変更の届出をした日本人女の戸籍がコンピュータ化による改製をされた後に、氏変更前に出生した子の出生届出をした場合には、原則どおりの取扱いをすべきである。

(理由)

外国人と婚姻した日本人は、戸籍法第107条第2項により外国人配偶者の氏を称することができるが、この氏変更は、同籍する他の者には及ばないこととされている(戸籍法第20条の2第1項、昭和59年11月1日付け民二第5500号通達第2の4)。よって、例えば戸籍上同籍している母が同条の氏変更をする場合は、母について外国人配偶者の氏で新戸籍を編製した上、戸籍法第98条の入籍届をもって子を氏変更後の母の戸籍に入籍させることになる。

一方、父母婚姻中に出生した子について、戸籍上の父との間の嫡出性を排除する裁判が確定し、かつ、民法第791条の氏変更の許可を得た後、その判決書の謄本等を添付して出生届をすれば、母の離婚後の戸籍に直接入籍させる取扱いがされていること(昭和46年2月17日付け民事甲第567号回答)や、戸籍法第77条の2の届によって離婚し、同時に妻の連れ子が離縁した場合、離縁届のその他欄に戸籍法第77条の2で編製する母の戸籍に同籍する旨の記載をして届出をした場合には、直接母の離婚後の戸籍に入籍させる取扱いとされていること(昭和52年2月24日付け民二第1390号回答)から、出生や復籍時に称する氏及び入籍する戸籍については例外的な取扱いが認められている。

本問においても、これらの先例の趣旨にかんがみて、出生届のその他欄に「母の氏変更後の戸籍に入籍する」旨の記載がされていれば、母の氏変更後の戸籍へ直接入籍させて差し支えないと考える。ただし、原則的取扱いでは、戸籍法第98条の入籍届が必要となる事案なので、子が15歳未満であれば、届出人以外の法定代理人も届書その他欄に署名押印している必要がある。

なお、戸籍法第107条第2項の氏変更の届出をした日本人女の戸籍がコンピュータによる改製をされた後に、氏変更前に出生した子の出生届出をした場合には、入籍戸籍だけでは出生子の民法上の氏が一見して判明しない、つまりは、母の身分事項欄や筆頭者氏名欄と子の入籍の記載の関係から、子の出生当時の氏及び本来入籍すべきだった戸籍が容易に判別可能な状態にならない限りは、結果として、当該出生子にとって不利益な取扱いをすることになるともいえる（戸籍だより第85号33頁、昭和52年2月24日付け民二第1390号回答に対する本省見解）ことから、原則的な処理をすべきである（戸籍誌第778号61頁）。

協議問題（第4問）

戸籍届書の閲覧について、法務局送付前に市町村役場に届出人等から、正当な事由を明らかにして届書の閲覧請求があった。

当該市役所では閲覧に応ずる取扱をしておらず、また、手数料規定も無いため、請求には応じられないこととしたが、この場合、申請者が閲覧に代えて届書の記載事項証明を請求した場合、これに応じられるか。

（提案趣旨）

戸籍届書については、原則非公開とされており、利害関係人は戸籍に記載されていない事項を届書の記載によって、確認・証明する必要がある場合に、一定の条件の下で閲覧又は記載事項証明の請求をすることができる。とされている。

市役所に届書の閲覧に関する取扱規定がない事をもって、本来確認だけで足りる事柄について、記載事項証明の発行をすることには疑義がある。

また、戸籍法第48条第2項に閲覧について規定があることから、市

役所に対して閲覧に応じるように助言する必要があるのか疑義があるため。

【京都局意見】

届書の閲覧請求に応じなければならないものとする。

(理 由)

届書の閲覧については、戸籍法第48条第2項において、利害関係人は特別の理由がある場合に閲覧を請求できると規定されていることから、当該市役所において届書の閲覧に応じないとする取扱いをすることはできないと考える。戸籍謄抄本等の手数料については、平成12年4月1日に施行されたいわゆる地方分権一括法により、戸籍手数料令が廃止され、戸籍事務に関する手数料は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）」を標準として、条例によって定められることとなった（平成12年3月15日付け民二第600号通達第1の1（3））ことから、当該地方公共団体において手数料を定める条例がなければ、無料で閲覧請求に応じるほかなく、手数料の規定がないことを理由に届書の閲覧を拒否することはできない。

よって、当該市役所に対しては、届書の閲覧に応じるように助言すべきであるとする。

なお、請求者が届書の閲覧を請求しているにもかかわらず、当該市役所において届書記載事項証明書として処理することは相当でないとする。

【管区局意見】

京都局意見のとおり。

(理 由)

戸籍届書等の閲覧及び記載事項の証明については、戸籍法第48条第2項において、「利害関係人は特別の事由がある場合に限り、閲覧又は記載事項証明書を請求できる」と規定されていることから、利害関係人から特別の事由により閲覧請求がされれば請求を拒むことはできない。

また、手数料規定は、あくまで手数料を徴収するための根拠規定であり、手数料規定が無いことが閲覧の取扱いができない理由にはならず、閲覧の取扱いを行わない場合は、戸籍法第124条の不服申立がされる可能性もある。

なお、閲覧に代えて届書の記載事項証明を請求された場合の対応については、記載事項証明書を請求するにあたり、特別の事由があるかどうかについて個別に判断すれば足りるものとする。

電話による質疑応答事例(96)

問1【離縁の際の養子に係る離縁協議者の記載について】

離縁の際の養子に係る離縁協議者の記載について、実母・養父が婚姻継続中に、同籍の養子の離縁届があったが、離縁協議者事項はどのように記載すればよいか。

(回答)

昭和37年民法改正当時の基本通達である昭和37年5月30日付け民事甲第1469号民事局長通達二(一)(4)によれば、「親権者となるべき〇〇」、「親権者〇〇」とあり、いずれでも差し支えないとされている。

しかしながら、子(養子)の親権者は、父母離婚により親権者母→母再婚→母の後夫と縁組により実母・養父の共同親権となり、母は子(養子)に対して離縁後まで一貫して親権者であることから「親権者母」と記載するのが相当であると考えます。

参考：戸籍だより第63号34頁，同第129号8頁

戸籍誌第707号29頁，同323号72頁

戸籍時報第432号57頁

昭和37年5月30日付け民事甲第1469号民事局長通達二(一)(4)

問2【学齢に達した子の出生届の受理照会の要否について】

平成7年に日本で出生したフィリピン人母の嫡出でない子について、出生届が未届であったとして、出生証明書を添付して出生届が提出されたが、日本人の子と同様に受理照会が必要か。

(回答)

学齢に達した子の出生届について、受理照会を要するのは、出生によって日本国籍を取得する子についてのみであり不要である。

参考：昭和34年8月27日付け民事甲第1545号民事局長通達
昭和36年5月17日付け民事甲第1196号民事局長回答

問3【矯正施設の被収容者からの不受理申出において、収容証明書が添付されている場合の取扱いについて】

矯正施設に収容されている者から不受理申出書が送付されたが、矯正施設長の奥書証明ではなく、収容証明書が添付されている。収容証明書を添付した不受理申出は受理できないか。

(回答)

収容証明書のみでは、不受理申出書について本人が署名押印したものであるかを確認することができず、本人確認が確実な方法で行われたものと判断できないことから受理できない。

参考：平成20年5月27日付け法務省民一第1504号民事局長通達

問4【準禁治産宣告を受けたとして戸籍に記載されている者が正常の判断能力を取り戻した場合について】

準禁治産宣告を受けたとして戸籍に記載されている者から、正常の判断能力を取り戻したとの相談があったが、どのような手続を取ることになるのか。

(回答)

準禁治産宣告を受けた者は浪費を原因とした者を除き、平成12年4月1日施行の民法改正によって被保佐人とみなされる。

被保佐人について死亡以外の事由で保佐が終了するのは、保佐開始の審判の取消しの審判が確定した場合である。この場合は家庭裁判所から終了登記の嘱託がされることになり、登記所は職権で戸籍から登記への移行を行った上で終了登記をすることになる。よって、当事者は保佐開始の審判を取り消す審判の申立ての手続をすることになる。なお、当該戸籍は登記所からの通知により再製することになる。

参考：民法附則第3条第2項(平成11年12月8日法律第149号)
家事審判法第9条第1項甲類第1号から第2号の3
家事審判規則第21条の4第1項第1号
後見登記等に関する法律附則第2条第3から同第5項

問5【未成年の非嫡出子が母及び母の夫と共同縁組する際の親権事項の記載について】

日本人女が韓国人男と婚姻し、同籍している未成年の非嫡出子が日本人女及び同女の夫である韓国人男と共同縁組した。当該子の身分事項欄に親権事項の記載が必要か。

(回答)

従前より戸籍に記載されている親権事項が変更するのであれば、戸籍にそれを記載すべきであるが、当該子は非嫡出子であるのもとより親権事項の記載はない。また共同縁組により養父・養母(実母)の共同親権となっていることは戸籍上明らかである。よって、親権に係る記載は要しない。

参考：戸籍だより第125号14頁
戸籍誌第424号第22頁

問6【非本籍地で受理照会した場合の指示書の編綴先について】

非本籍地に届けられた届書が受理照会事案となり、管轄法務局から受

理相当の旨の指示書が送付された。届書については、受理地に謄本を保管し、本籍地に原本を送付することになるが、管轄法務局からの指示書の取扱いについては、どのようにすればよいのか。

(回答)

照会に対する指示書は、当該届書に合綴するとされていることから、指示書は送付する届書の原本に合綴することになる。

受理地では、非本籍地分の届書の謄本とともに指示書の謄本を1年間保存し、指示書原本は本籍地で27年間保管されるので、照会庁で特段「指示・通知・回答綴」や「戸籍に関する往復文書綴」に編綴を要することはない。

参考：戸籍法施行規則解説④ 15頁

戸籍だより第110号38頁，同113号52頁

昭和52年4月6日付け民二第1670号民事局長回答，同第1671号民事局長通達，同第1672号民事局第二課長通知

問7【子の親権者である外国人母が、戸籍法第107条第4項の届出をし、子について新戸籍が編製される場合の本籍地について】

15歳未満の子の親権者である外国人母が、当該子が在籍する日本人父の本籍地に、戸籍法第107条第4項の届出をした場合、子について他市を本籍地として新戸籍を編製することができるか。

また、戸籍法第30条第3項の規定により、届出人ではない当該子については、従前の本籍と同一の場所にしか新本籍を定めることができないのではないか。

(回答)

戸籍法第107条第4項は、父又は母が外国人である子が、その外国人父又は母が称する氏に変更することを認める規定であり、昭和60年の国籍法等改正時に新設された。子が15歳未満のときは、法定

代理人が届出をし、子について新戸籍を編製することになる(戸籍法第20条の2第2項)。

戸籍法第30条第3項は、届出人でない者について新戸籍を編製するときは、従前の本籍と同一の場所にしか新本籍を定めることができない旨を規定している。これは、当人の意に沿わない場所に本籍を定められることを回避するためである。

本件については、子が15歳未満であるので、外国人母は法定代理人として届出をしており、外国人母が行った身分行為の効果は当該子に帰属する。本件においては戸籍法第30条第3項を適用することなく、届出人である外国人母が子の新本籍を従前の本籍と同一の場所以外の地に定めても差し支えない。

参考：昭和31年9月28日付け民事甲第2234号民事局長回答
昭和59年11月1日付け法務省民二第5500号民事局長
通達

戸籍誌第491号61頁以下，同第548号47頁，同第496号55頁，同第756号49頁

新制戸籍法並届書式記載例⑦ 戸籍法逐条解説

♪♪ 戸籍雑感 ♪♪

「岸和田支局における戸籍事務で感じたこと」

大阪法務局岸和田支局総務課は総務課長，民事専門官，供託係長，国籍係員2名，供託係員1名，国籍相談員の7名で事務を担当しています。

戸籍，国籍事務については民事専門官と国籍係員2名の3名が担当となっていますが，当支局では最近，帰化事件数が増加しており国籍係員2名は帰化事件処理に専従しなければ処理が間に合わないような状況です。そのため戸籍事務については民事専門官が，国籍事務については係員2名が担当しているのが現状です。そのほかに電話の応対，戸籍や帰化の相談，管内各市町からの照会への回答，記載事項証明書の発行事務などの日常業務は全員で行っています。

岸和田支局管内には7市4町の計11市町があります。市町からの照会も様々なものがあり毎日対応には緊張しています（これだけは未だに慣れません。）。このような支局で私は初めて戸籍事務を経験し，2年が過ぎました。

そんな支局の戸籍担当者として今感じ思っているのは，支局での事務の中では自分の仕事に対する姿勢，考え方によって自分の能力を高める比率が変わってくるということです。そんなことどんな職場でも同じと言われるかもしれませんが，当支局のように戸籍事件もあまり多くなく兼務している場合，自分から積極的に事案に当たらないと，日々の業務をこなすだけになり自身の能力を向上させることがおろそかになってしまい，この状況が当たり前に思えてくる場合があります。そんな状況に陥らないために，常に自分自身の仕事に対する姿勢を意識することが必要です。要は自分自身のやる気を持続させることです。

これから社会情勢や社会制度が変化していても，戸籍制度が日本国民の親族身分関係を登録公証する唯一の制度として，社会生活に深く関わり，各種行政施策上きわめて重要な役割を果たしていく

ことは変わりないと思います。その戸籍制度をより発展させていくためには、現在の社会の動きが生み出す国民の要望に迅速、適切に対応していくことが求められ、私たち戸籍事務担当者が、時代の移り変わりに素早く対応していくための鋭い感覚と柔軟な発想を持つことが必要とされています。そのためにも、自身の能力を向上させることは必要なことはいうまでもありません。

法務局において、戸籍事務を担当する機会はそれほど多くありません。ですから、戸籍事務を担当している現在、せっかくのチャンスなので最大限に活用して努力したいと考えています。

(岸和田支局 根木 進)

☆☆☆☆☆☆戸籍のポケット☆☆☆☆☆☆ ☆☆家族ってなに？☆☆

結婚式を間近にして、彼女は悩んでいました。

彼女は、未婚の母のもとに生まれ、母がホテルを営む小島で、父親を知らずに育ってきたのですが、結婚式でバージンロードを父親とともに歩きたいという願いを持っていたのです。

ある日、彼女は、家で母が若い頃に書いた日記帳を見つめます。日記によると、母が彼女を身ごもった頃につきあっていた男性は、なんと3人いました。でも、そのうち誰が真実の父なのかはわかりません。彼女は、母に内緒で、その3人すべてに結婚式の招待状を送ることにしました。

これは、1999年に初演され、世界各地でロングラン公演となったミュージカル「マンマ・ミーア」のストーリーです。日本でも劇団四季が公演をしていましたので、ご覧になった方がおられるのではないのでしょうか。A & B A (スウェーデンの伝説的ポップグループ) のヒット曲22曲によって構成されたミュージカルであり、2008年にはハリウッド映画化もされました。

ストーリーの続きはというと、彼女(ソフィ)からの招待に、なんと男性(サム、ハリー、ビル)が3人とも応じ、結婚式に出席するため、ソフィの住むエーゲ海の島にやって来ます。何も知らなかった母親ドナは、もちろんとても驚きますが、3人から自分が父親だと言われたソフィも大混乱。結局、真実の父がわからないまま結婚式がはじまってしまいます。しかし、教会で一堂に会したサム、ハリー、ビルが出した結論は「ソフィの真実の父が誰であるかは、調べればもちろんわかるだろう。でも、みんなが父親ということでもいいじゃないか。」というものでした。

こうして、みんなで仲良く結婚式をしましたということでハッピーエンドかと思いきや、さらなる驚きの展開があるのですが、興味のある方は「ハリウッド映画版」DVDでもご覧になっていただく

として・・・。

私は、そのハリウッド映画版を、昨年鑑賞しました。メリル・ストリープはじめ、往年の名俳優たちが、歌ったり踊ったりと、はじめた演技を見せてくれる楽しい映画でした。でも、何より衝撃的だったのは、映画全体に流れる、「爽快な明るさ」とでもいうような雰囲気でした。日本で同じようなストーリーの映画を作るとすれば、絶対にこんなにカラッと明るくは描けないだろうと思います。きっと、非嫡出子である主人公はもっと自分の出生の秘密に悩むでしょうし、周囲からいわれのない差別を受けることもあるかもしれません。

このような意識の違いは、欧米でこの半世紀ほどの間に増大している非嫡出子の割合にあるのではないかと思います。1950年代には、各国において10%を超えてはいなかった非嫡出子の出生率が、特に北欧において顕著に高まり、1980年代の終わりのスウェーデン（偶然にもA8BAを生んだ国ですね。）では、50%を超えました。1990年代には、デンマークでも45%を超え、フランス、アメリカ、イギリスでも30%を超えるまでになりました。つまり、欧米においては、非嫡出子はもはや「少数派」ではなくなりつつあるのです。一方、日本における非嫡出子の出生率は、1950年代から1990年代まで一貫して低く、常に1%程度です（以上、井上輝子、江原由美子編『女性のデータブック第3版（有斐閣）よりデータ引用）。

欧米における非嫡出子出生率の増加の背景には、法律婚をしない（事実婚の）カップルが増加している状況があると言われています。1998年にオランダで導入されたパートナーシップ登録の制度や、1999年にフランスで制度化されたいわゆる「パクス婚」など、同性婚を含む事実婚のカップルに、社会保障や税控除等の面で結婚に準ずる権利を付与している国も多くあるようです。特にフランスでは、2006年に生まれた子のうち事実婚の子が半数を超えるとともに、出生率が上昇しており、パクス婚の制度によって少子化を克服したとも言われています。欧米においては、結婚のあり方そのものが、大きく変わってきているのです。

日本でも、選択的夫婦別姓制度の導入や、相続の非嫡出子差別撤廃を盛り込んだ民法改正案がニュースで報じられ、当課においても「もし改正されたら、戸籍にどうやって表示するんだろう？」などと話題になっていたところですが、世界に目を向けると、もっと多様な家族のありかたが生まれているのですね。日常生活のあらゆる面で欧米化が進んでいる日本ですが、家族のあり方に対する意識は今後どうなるのでしょうか。

(戸籍課 秋山)

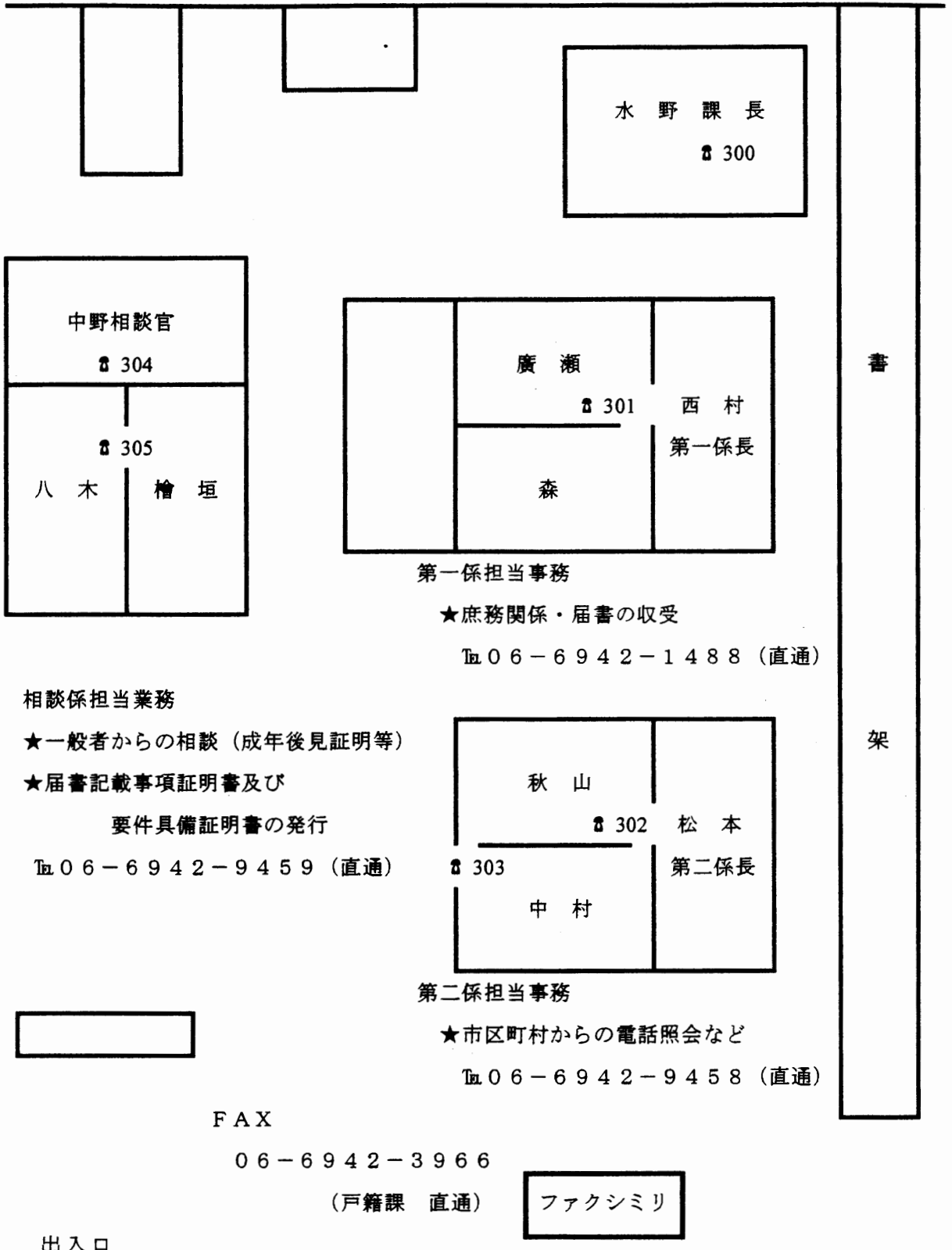
大阪法務局戸籍事務担当者名簿 (平成22年4月1日現在)

所属庁名	職 名	氏 名
大阪法務局 民事行政部戸籍課	戸籍課長 第一係長 第二係長 戸籍国籍相談官 戸籍指導官 戸籍指導官 戸籍指導官 事務官 事務官 事務官	水野 二郎 西村 隆 松本 展明 中野 利彦 廣瀬 幸博 中村 泰平 森 聡子 秋山 亜希子 檜垣 陽 八木 秀典
大阪法務局北大阪支局	支局長 総務課長 民事専門官 事務官 事務官 事務官	大平 武男 石田 章代 橋本 浩和 竹原 友深 福本 和義 松島 理絵
大阪法務局東大阪支局	支局長 総務課長 民事専門官 戸籍係長 戸籍指導官 戸籍指導官 事務官	石田 裕計 才本 辰幸 冨瀬 昌章 幸 浩司 宗本 亜希子 波部 友博 中村 文宣
大阪法務局堺支局	支局長 総務課長 民事専門官 戸籍課長 戸籍係長 戸籍指導官	嶋本 光弘 佐藤 毅 阿部 栄一 土屋 佳代 松田 稔 坂本 博志
大阪法務局富田林支局	支局長 総務課長 民事専門官 事務官	寺田 章 森本 勉 寺野 洋一 菅野 公子
大阪法務局岸和田支局	支局長 総務課長 民事専門官 事務官 事務官	木村 訓受 古屋 政人 北田 登 山内 和子 林 史則

配 席 表

大阪法務局民事行政部戸籍課

平成 2 2 年 4 月 1 日 現在



★庶務関係・届書の收受
☎ 06-6942-1488 (直通)

★市区町村からの電話照会など
☎ 06-6942-9458 (直通)

ファクシミリ